

報告第11号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。


令和元年6月21日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 4,925円
- 2 損害賠償の相手方 

令和元年6月4日 専決処分

説 明

平成31年4月3日午後1時40分頃、相手方車両が町道報国六線を西から東へ走行中、芽室町芽室南6線29番地8地先の道路の陥没により、右後輪のホイールを損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

